

現 行	改正案
<p>Ⅱ－２－１－２ 取引時確認等の措置 Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。仮想通貨交換業者の監督に当たっては、<u>例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>（注 1）なお、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）の施行前より仮想通貨交換業者と取引関係にある既存の顧客は、取引時確認が未済の場合があるが、適切な顧客管理の観点から、仮想通貨交換業者は、取引時確認未済者に対して、取引時確認手続を実施していくよう努める必要がある。</p> <p>（注 2）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 主な着眼点</p> <p>仮想通貨交換業者の業務に関して、取引時確認等の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) <u>取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p>	<p>Ⅱ－２－１－２ 取引時確認等の措置 Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。仮想通貨交換業者の監督に当たっては、<u>リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）の他、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>（注 1）なお、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）の施行前より仮想通貨交換業者と取引関係にある既存の顧客は、取引時確認が未済の場合があるが、適切な顧客管理の観点から、仮想通貨交換業者は、取引時確認未済者に対して、取引時確認手続を実施していくよう努める必要がある。</p> <p>（注 2）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p><u>（注 3）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 主な着眼点</p> <p>仮想通貨交換業者の業務に関して、<u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u>を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) <u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u>を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能している</p>

現 行	改正案
<p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該国・地域 ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 	<p>か。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。</p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該国・地域 ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

現 行	改正案
(7) (略) (以下略)	(7) (略) (以下略)